

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	市民活動交流支援センター会議スペース使用変更（取消承認）の許可		
根拠例規及び条項	多治見市市民活動交流支援センターの設置及び管理に関する条例(平成 14 年条例第 32 号)第 8 条第 1 項		
所 管 部 課 名	環境文化部 くらし人権課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市市民活動交流支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成 15 年規則第 9 号)第 3 条第 1 項	
	基 準	条例施行規則第 3 条 前条の規定により使用の許可を受けた者が使用許可の内容を変更し、又は使用許可の取り消しを求めようとするときは、多治見市市民活動交流支援センター会議スペース使用変更許可（取消承認）申請書（別記第 3 号様式）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。	
	設定年月日	平成 15 年 3 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～7 日程度（注：休日は含まない。）	
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 1～7 日	
	設定年月日	平成 15 年 3 月 1 日	最終変更年月日
備 考			